

## 情報公開規程

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、当会が保有する情報の一層の公開を図り、一般社団法人千葉県臨床検査技師会(以下 当会)の活動を会員に説明する責任が全うされるようにするとともに、会員の的確な理解と批判の下にある公正な会務の推進に資することを目的とする。

#### (対象文書の範囲)

第 2 条 この規程において「文書」とは、当会の職員・役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当会が保有しているものをいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 会誌のように広く会員に配布されているもの
- (2) 書籍、論文誌のように多数の者に販売することを目的として発行されるもの

### 第 2 章 文書の開示

#### (開示請求権)

第 3 条 当会のすべての会員は、会長に対し、文書の開示を請求できる。

#### (開示請求の手続)

第 4 条 開示の請求は、請求をする者の会員番号、氏名及び自宅住所、文書の名称その他の開示請求に係る文書を特定するにたる事項を記載した書面(E003 別紙様式 1)を会長に提出しなければならない。

2 会長は開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当な期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### (文書の開示義務)

第 5 条 会長は、開示請求があったときは、開示請求に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、当会の規則又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。

二 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。当会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

三 公にすることにより、他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあると会長が認めることにつき相当の理由がある情報。

四 公にすることにより、犯罪の予防、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると会長が認めることにつき相当の理由がある情報。

五 当会内部又は他の機関との相互の審議、検討等に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれ、不当に会員の間混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

六 当会が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(部分開示)

第 6 条 会長は開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、不開示情報一の情報に含まれないものとみなして、前項の規程を適用する。

(開示方法)

第 7 条 情報の開示にあたっては、次の各号に掲げる方法とする。

一 開示方法は事務局内での閲覧とする。閲覧は本会の休日以外の日とし、閲覧時間は午前 10 時から午後 4 時までとする。

二 開示請求者が開示された文書について複写を請求した場合(E003 別紙様式 2)、会長は相当と認めたときに限り、これを許可することができる。この場合、複写は事務局内で行うこととし、複写枚数に応じて所定の複写料を徴収するものとする。

(開示決定等の期限)

第 8 条 開示決定等は、速やかに行わなければならない。開示請求の日から 30 日以内に開示決定等ができない、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、会長は開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等のなされる期日及びその理由を通知しなければならない。

附則

( 規程の変更 )

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

( 規程の施行 )

2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。